

逗子市 積算疑義申立手続きの流れ

開札

●設計書の閲覧（開札日から翌日午後3時まで）

- ・金額入り設計書閲覧請求書を管財契約課へ提出（メール、ファクス可）
- ・直接的な雇用関係にあることを証明する書類を提示
- ・管財契約課で閲覧（撮影可、コピー不可）

※金額入り設計書の閲覧は、該当案件で入札書を提出した者（入札参加者）に限ります

設計違算の疑いがある場合

設計違算の疑いがない場合

●疑義申立て（開札日から翌々日午後3時まで）

- ・積算疑義申立書を管財契約課へ提出（メール、ファクス可）

※疑義申立ては、金額入り設計書を閲覧した者に限ります

【積算疑義として取り扱わないもの】

- 疑義申立ての対象となる工事が特定できないもの
- 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
- 入札前の公表された設計図書等により確認できるもの
- 入札公告における質問受付期間中に質問を行い、確認すべきもの
※単価が複数想定できる等、積算上の不確定な要素など
- 積算システムに起因するもの
- その他当該入札に関係がないもの

●疑義申立て内容の確認（疑義申立期間の終了日から3日後まで）

設計違算があり、入札の公平性を欠く

積算疑義として取り扱わない

設計違算がない

設計違算があるものの、入札の公平性を欠かない

●入札中止

- ・疑義申立てを行った者に通知
- ・他の入札参加者に通知

●入札続行

- ・疑義申立てを行った者に通知

※各期間の算出は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除きます